

# 資料1

## 生協を「継続」または「脱退」する場合の手続き方法

(必ずどちらかを選択して手続きをお願いします。)

項目	生協を継続する方の手続き方法	生協を脱退する方の手続き方法
加入または脱退の手続き	<p>(1)ご提出いただく書類</p> <p>①生協継続利用届出書(記入例 6P) ②預金口座振替依頼書(記入例 7P)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>学校・警察署への異動や、国の機関等への派遣により、生協利用代金の給与控除ができなくなる方が対象となります。</p> </div>	<p>(1)ご提出いただく書類</p> <p>①脱退届(グリーン) (記入例 8P) ②出資証券 (8P参照) ③組合員証(生協カード) (8P参照) ④ガソリンカード(利用者のみ) (8P参照)</p> <p>★ 出資証券、組合員証(生協カード)を紛失された方は、紛失届(7P参照)のご提出が必要となります。 紛失届が必要な方は生協事務局までお問い合わせください。 生協ホームページからもダウンロードできます。 「茨城県庁生活協同組合」で検索 (<a href="https://www.fureai-iks.com">https://www.fureai-iks.com</a>)</p>
提出期限	<p>令和7年3月25日(火)</p> <p>※期限日までにご提出願います。</p>	<p>令和7年3月25日(火)</p> <p>※脱退日は令和7年3月31日となります。</p>
提出先・お問い合わせ	<p>〒310-8555 水戸市笠原町978番6 (県庁舎 1F) 茨城県庁生活協同組合事務局 管理課 TEL 029-301-6150 庁内内線 6150 FAX 029-301-6159</p>	
指定口座について	<p>指定口座からの引落としとなります。 毎月21日(ただし、当日が金融機関の休業日にあたるときはその翌営業日)に口座引落としとなります。</p>	
住所等の変更について	<p><u>住所・電話番号等の変更があった場合は、生協事務局までご連絡願います。</u> なお、宛先不明となった場合、加入資格喪失となり、脱退となることもありますのでご注意ください。</p>	

# 資料2

## 「生協継続」と「生協脱退」の比較表

項目	生協を継続した場合	生協を脱退した場合								
組合員番号	現在の番号のままです。(職員番号)									
出資金 出資配当預り金	現在の出資金額をそのまま継続します。 (1口 1,000円 最大20口 20,000円まで)	出資金及び出資配当預り金をご返還します。 ※出資金等の返還には「脱退届」の提出が必要となりますので、必ず脱退手続きをお願いします。 注) 手続がなされない場合、組合員資格喪失となり、以後2年間で時効により返還できなくなりますのでご注意ください。								
利用代金のお支払方法	届出いただいた期間(給与控除ができない期間)は、任意で指定された口座から、毎月21日(当日が金融機関の休業日にあたるときはその翌営業日)に引落しとなります。  <b>※生協カードでの利用代金や保険料など</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">注) 口座振替払いの振替手数料は組合員様ご負担となります。</div>  取扱金融機関と振替手数料 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>金融機関</th> <th>手数料</th> <th>金融機関</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常陽銀行</td> <td>50円/月</td> <td>中央労金</td> <td>50円/月</td> </tr> </tbody> </table> <b>※上記以外の金融機関はお取り扱いできません。</b>  <b>(注意)</b> 残高不足などの理由で口座引落し不能になり、2ヶ月以上支払が滞ってしまった場合は、生協カード・ガソリンカードのご利用を停止させていただきます。 保険契約は、2ヶ月以上の保険料滞納で失効となる可能性がありますのでご注意ください。	金融機関	手数料	金融機関	手数料	常陽銀行	50円/月	中央労金	50円/月	3月の給与控除が最後となりますが、下記のご利用分は請求が2か月遅れとなります。 請求が発生した場合は、当生協にてご本人様宛「振込依頼書」を送付しますので、銀行窓口か生協事務局にてご精算願います。  <b>※振込手数料は組合員様ご負担となります。</b> 2月・3月のご利用がある場合は、生協継続をお勧めいたします。  なお、請求金額が返還すべき出資金と相殺できる場合は、相殺処理をさせていただきますのでご了承ください。  <b>【2か月遅れとなるもの】</b> ①生協各売店・カフェテリア「ひばり」個人掛利用分(生協カード決済) ②生協指定店でのご利用分 ③ガソリンカードご利用分 ④予約販売(ちらし)ご利用分  R7. 2月利用分→4月にご請求 R7. 3月利用分→5月にご請求となります。  <b>(重要)</b> 精算が完了しないと、出資金・出資配当預り金を返還できませんのでご了承ください。
金融機関	手数料	金融機関	手数料							
常陽銀行	50円/月	中央労金	50円/月							

項目	生協を継続した場合	生協を脱退した場合
生協団体保険 保険 ① 総合福祉制度 (遺族生活年金プラン)	○契約 自動継続となります。 <b>解約する場合は</b> 、生協へご連絡ください。 届出期間中は、契約の更新時期に、引受保険会社からパンフレット及び契約申込書をご自宅に郵送します。(毎年8～9月に送付) ○保険料の支払 ご指定の口座から引落としとなります。	○契約 <b>解約となります。(自動解約)</b> <b>【契約期間】</b> 2025年3月31日まで ○保険料の支払 2025年3月給与控除まで <b>【お問い合わせ】</b> 生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)
生協団体保険 保険 ② 団体傷害・疾病 保険	○契約 自動継続となります。 <b>解約する場合は</b> 、生協へご連絡ください。 届出期間中は、生協から、契約の更新時期にパンフレット及び契約申込書をご自宅に郵送します。 ○保険料の支払 ご指定の口座から引落としとなります。	<b>解約となります。(自動解約)</b> <b>【契約期間】</b> 2025年3月28日まで ○保険料の支払 差し引きが補償月期間の1ヶ月遅れとなっておりますので、4月まで保険料納入が必要となります。(出資金相殺可能) <b>【お問い合わせ】</b> 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)
生協団体保険 保険 ③ 団体親介護保 険	○契約 自動継続となります。 <b>解約する場合は</b> 、生協へご連絡ください。 ○保険料の支払 ご指定の口座から引落としとなります。	○契約 <b>解約となります。(自動解約)</b> <b>【契約期間】</b> 2025年3月28日まで ○保険料の支払 差し引きが補償月期間の1ヶ月遅れとなっておりますので、4月まで保険料納入が必要となります。(出資金相殺可能) <b>【お問い合わせ】</b> 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)
生協団体保険 保険 ④ 団体ゴルフア ー 保険	○契約 継続可能です。(現契約は、11月1日まで有効) <b>※新規契約、解約など随時契約内容の見直しが可能です。(年齢制限なし)</b> ○保険料の支払 ご指定の口座から引落としとなります。 (毎年1月に年間保険料を一括して引落し)	○契約 <b>解約となります。(自動解約)</b> 2025年11月1日までは有効です。 それ以降は自動的に解約となります。 <b>【お問い合わせ】</b> 生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)
生協団体保険 保険 ⑤ 公務員賠償責任 保険	○契約等 自動継続となります。 但し、派遣先により継続できない場合もあります。 生協から契約の更新時期にパンフレット及び契約申込書をご自宅に郵送します。 ○保険料の支払い ご指定の口座から引落としとなります。(年1回)	○契約等 2025年4月1日で保険期間満了となります。 <b>【お問い合わせ】</b> 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)
<b>【団体保険】</b> 保険 ⑥ コープの三大 疾病保険	○契約 継続可能です(自動継続)。 年度途中の契約内容の見直しが可能です。 <b>解約する場合は</b> 生協事務局へご連絡ください。 (TEL 029-301-6150) ○保険料の支払 ご指定の口座から引落としとなります。	○契約 <b>解約となります(自動解約)。</b> <b>【契約期間】</b> 2025年4月1日午後4時まで ○保険料の支払 差し引きが補償月の1か月遅れとなっておりますので、4月まで保険料納入が必要となります(出資金相殺可能)。

項目	生協を継続した場合	生協を脱退した場合																																				
		<p>再度他の生協に加入する場合、再加入先の生協でコープの三大疾病保険の取扱いがあれば、お手続きにより契約を継続することが可能です。新加入生協が決まったら県庁生協事務局へご連絡ください。(TEL 029-301-6150)</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 藤野(フジノ)</p>																																				
<p><b>生協団体保険</b> 保険 ⑦ 団体積立制度 【引受会社】 日本生命 (個人年金)</p>	<p>○契約等 自動継続となります。 解約する場合は、生協へご連絡ください。 ○保険料の支払 ご指定の口座から引落としとなります。</p>	<p>○契約等 <b>解約</b>となります。生協事務局から、解約のための書類を送付します。 ○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)</p>																																				
<p><b>一般生命保険</b> 保険 ⑧ 各保険会社 アフラック</p>	<p>○契約等 自動継続となります。 保険会社へのお手続きは不要です。 ○保険料の支払 ご指定の口座から引落としとなります。</p>	<p>○契約等 脱退後の契約については、直接、保険会社へお手続きください。(解約または個人扱い) ○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。</p> <table border="1" data-bbox="954 969 1461 1312"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>保険会社名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>住友生命</td><td>0120-307-506</td></tr> <tr><td>2</td><td>富国生命</td><td>029-221-2384</td></tr> <tr><td>3</td><td>ジブラルタ生命</td><td>0120-37-2269</td></tr> <tr><td>4</td><td>〃 (AIGスター)</td><td>0120-160-414</td></tr> <tr><td>5</td><td>〃 (AIGエジソン)</td><td>0120-981-088</td></tr> <tr><td>6</td><td>第一生命</td><td>0120-157-157</td></tr> <tr><td>7</td><td>大樹生命</td><td>0120-318-766</td></tr> <tr><td>8</td><td>朝日生命</td><td>0120-714-532</td></tr> <tr><td>9</td><td>日本生命</td><td>0120-201-021</td></tr> <tr><td>10</td><td>明治安田生命</td><td>029-224-6311</td></tr> <tr><td>11</td><td>アフラック</td><td>0120-555-595</td></tr> </tbody> </table>	NO	保険会社名	電話番号	1	住友生命	0120-307-506	2	富国生命	029-221-2384	3	ジブラルタ生命	0120-37-2269	4	〃 (AIGスター)	0120-160-414	5	〃 (AIGエジソン)	0120-981-088	6	第一生命	0120-157-157	7	大樹生命	0120-318-766	8	朝日生命	0120-714-532	9	日本生命	0120-201-021	10	明治安田生命	029-224-6311	11	アフラック	0120-555-595
NO	保険会社名	電話番号																																				
1	住友生命	0120-307-506																																				
2	富国生命	029-221-2384																																				
3	ジブラルタ生命	0120-37-2269																																				
4	〃 (AIGスター)	0120-160-414																																				
5	〃 (AIGエジソン)	0120-981-088																																				
6	第一生命	0120-157-157																																				
7	大樹生命	0120-318-766																																				
8	朝日生命	0120-714-532																																				
9	日本生命	0120-201-021																																				
10	明治安田生命	029-224-6311																																				
11	アフラック	0120-555-595																																				
<p>生命保険 ⑨ かんぼ生命</p>	<p>○契約等 異動期間中(給与控除ができない期間中)は、団体扱い(集団扱い)から<b>個人契約</b>に切り替わります。郵便局にて変更の手続きをお願いします。 ○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。</p>	<p>○契約等 <b>団体扱いから個人扱いに変更</b>となります。 4月以降の保険料支払い方法については、最寄りの郵便局にて変更の手続きをお願いします。 ○保険料の支払 2025年3月給与控除まで</p> <p>【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 三塚(ミツカ)</p>																																				
<p>損害保険 ⑩ 自動車任意保険</p>	<p>○契約等 自動継続となります。 解約する場合は、生協へご連絡ください。 ○保険料の支払 ご指定の口座から引落としとなります。</p>	<p>○契約等 <b>団体・集団扱いから個人契約に変更</b>となります。 ○保険料の支払 4月以降の保険料のお支払いについては、現在ご契約中の代理店に直接ご確認をお願いします。 【お問い合わせ】 生協 029-301-6150 担当 斎藤(サイノウ)</p>																																				

項目	生協を継続した場合	生協を脱退した場合
その他 ⑪ 自治労共済 (職員組合)	○契約等 職員組合へご連絡願います。 TEL 029-301-6133 ○掛金の支払 ご指定の口座から引落としとなります。(生協扱)	○契約等 職員組合へご連絡願います。 TEL 029-301-6133
その他 ⑫ コープ共済	<b>継続可能です。(自動継続)</b> ○掛金の支払 : 口座引落とし	<b>解約となります。</b> <b>【お問い合わせ】</b> 生協 029-301-6150 担当 根岸(ネギシ)

生協継続利用の皆様へ	
生協利用明細	<p>利用明細書の紙での発行はいたしません。            県庁生協ご利用明細は、毎月メールで配信いたします。            配信希望の方は、「メールアドレス登録フォーム」より            ご登録をお願いいたします。</p> <p><b>【メールアドレス登録フォーム】</b>            URL) <a href="https://www.fureai-iks.com/page/page000646.html">https://www.fureai-iks.com/page/page000646.html</a></p> <p>また、必要に応じてメールアドレス変更の手続きをお願いします。</p> <p><b>【県庁生協 HP】</b> <span style="float: right;"><b>【お問い合わせ】 担当 藤野(フジノ)</b></span>            ・「各種手続き」→「<u>メールアドレス登録フォーム</u>」            ・「各種手続き」→「配信設定(ご利用明細・メルマガ)」→「<u>メールアドレス変更【ご利用明細・メルマガ共通】</u>」</p>
配布物 (情報紙等)	異動期間中はご自宅へ送付します。



# 記入例

(記入日) 令和〇年〇月〇日

## 生協継続利用届出書

1 氏 名 生協 太郎 組合員コード (〇〇〇〇〇〇)  
(職員番号)

2 現 所 属 名 〇〇 課、 〇〇事務所 等  
(異動前の所属)

3 該当欄に〇を付けてください。

<input type="checkbox"/>	教育庁異動 (学校)	<input type="checkbox"/>	警察異動 (警察署)
<input type="checkbox"/>	派遣 (国、外郭団体等)	<input type="checkbox"/>	育休
<input type="checkbox"/>	休職	<input type="checkbox"/>	

4 異動・派遣先 (職場名) **※異動・派遣者のみ記入**

名 称 〇〇 警察署、〇〇 学校 等

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

勤務先の住所をご記入ください。

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

5 異動・派遣期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(育休者は休暇期間) ※ 予定期間で結構です。(未定の場合は無記入でも可)

6 連絡先 (ご自宅) 〒〇〇〇-〇〇〇〇

ご自宅の住所をご記入ください。

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

### 個人情報の取り扱いについて

以下の目的のために記載の個人情報を使用します。

1. 商品等を提供するため
2. 商品等のご注文をいただくため
3. 商品等のお届けのため
4. 商品等を斡旋するため
5. 購入品代金等の請求及び回収のため
6. 商品事故等緊急の連絡をするため
7. 組合員の出資金を管理するため

問い合わせ先  
茨城県庁生活協同組合 事務室  
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
TEL 029(301)6150 FAX 029(301)6159  
<URL> <https://www.fureai-iks.com>  
<E-mail> [iks@fureai-iks.com](mailto:iks@fureai-iks.com)

## 預 金 口 座 振 替 依 頼 書

組合員→県庁生協→金融機関

記入例

令和 年 月 日

〇〇銀行 御中

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名 茨城県庁生活協同組合	振替日	収納企業の指定する日（休業日の場合は翌営業日）
---------------------	-----	-------------------------

— 預金口座振替規定 —

1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。  
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行の責による場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

預金 口座	銀行 〇〇 本店 金庫 〇〇 支店 コードは無記入でも結構です 組合 出張所											
	銀行コード*	支店コード*	預金種目	口座番号								
	0 1 2 3	1 2 3	1.普通 2.当座	0	1	2	3	4	5	6		
	フリガナ	セイ	キヨウ	ウ	タ	ロウ						
口座 名義人	生 協 太 郎									お届 け印	印	
住所	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 Tel ( 029-123-4567 )											
契約者番号 (組合員番号)	1	2	3	4	5	6	料金等の 種 類	売掛金				

金融機関へのお届け印を  
2カ所ご捺印ください

金融機関使用欄	
不備返却事由	検印
1.預金取引なし	印鑑 照合
2.印鑑相違	
3.記載事項等相違 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義)	受 付 印
4.その他	

— 金融機関送付 —

組合員番号=職員番号

## 預 金 口 座 振 替 申 込 書

茨城県庁生活協同組合 御中

私は、購入金(売掛金)等を預金口座振替により支払うこととしたいので、上記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は上記の金融機関に送付してください。

フリガナ	セイ	キヨウ	ウ	タ	ロウ		
氏名	生 協 太 郎					お届 け印	印
契約者番号 (組合員番号)	1	2	3	4	5	6	

金融機関使用欄	(口座番号確認印)
---------	-----------

— 県庁生協保管 —

### 記入する際の注意点

- 1 間違ってしまった場合は、見え消し(二重線)にて訂正印(お届け印)をお願いします。
- 2 フリガナについては、濁点(゛)、半濁点(゜)も1文字でご記入ください。
- 3 氏名などをゴム印で処理した場合は無効となります。必ず直筆にてお願いします。
- 4 銀行コードは下記をご参照ください。

常陽銀行	0130	中央労金	2963
------	------	------	------

# 記入例

## 生協を脱退する方(脱退届)

### 脱 退 届

受付印

茨城県庁生活協同組合理事長 殿  
このたび定款の規定により貴組合を脱退いたします。  
※脱退理由を○で囲んでください。 第10条(自由脱退)  
第11条(資格喪失) # [死亡]

処理日	年 月 日								
脱退日	2025年●月●日	←退職日を記入							
所属コード	無記入 -	職員(組合員)番号							
所属課所名	現在の勤務先名	○	○	○	○	○	○	○	○
フリガナ	セイキョウ タロウ								
氏名	生協太郎	印 ← 認印可							
出資口数						○	○	口	
出資金額		○	○	○	○	○	○	円	

※ 太枠内を記入してください。

**【生協使用欄】**

出資証券	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 紛失届	<input type="checkbox"/> 無	
組合員証	<input type="checkbox"/> JCB	<input type="checkbox"/> 提携なし	<input type="checkbox"/> 紛失届	<input type="checkbox"/> 未発行
ガソリンカード	<input type="checkbox"/> エネオス	<input type="checkbox"/> 出光	<input type="checkbox"/> 無	
法定外請求	<input type="checkbox"/> 有( )	<input type="checkbox"/> 無		
保険	<input type="checkbox"/> 有( )	<input type="checkbox"/> 無		

出資金 \_\_\_\_\_ 円

配当金 \_\_\_\_\_ 円

相殺金 \_\_\_\_\_ 円

返金額 \_\_\_\_\_ 円

振込 現金

備考欄

入力	承認	検印	処理	起票

上記の内容(個人情報)については、出資金返還等に使用します。

生協を脱退される方は、「出資証券」、「生協組合員証(生協カード)」、「ガソリンカード」(発行者のみ)もご返却ください。



※出資証券を紛失された場合は、「紛失届」をご提出ください。(下記参照)



### 【出資証券について】

当生協の出資証券は平成24年度(2012年)から廃止となりました。

平成24年度(2012年)以降に生協にご加入いただいた組合員は、未発行ですのでご提出は不要です。

ご不明な点がございましたら、下記へご連絡ください。

### 【連絡先】

茨城県庁生活協同組合 管理課  
TEL 029-301-6150

### 現在の組合員証(カード)



※各種「紛失届」が必要な方は生協事務局へお問い合わせください。

※組合員証(カード)を紛失された場合は、「組合員証無効について」(紛失届)をご提出ください。(下記参照)



### エネオスアソックカード(発行者のみ)



### 出光BIZカード(発行者のみ)

